準備金の額の減少公告

当社は、平成三十年四月二十日を効力発生日とする株式会社丸昌との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

平成三十年三月十五日

岩手県花巻市桜町二丁目一四〇番地

株式会社エスアイ

代表取締役　伊藤　泰江

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十日を基準日と定め同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年四月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十五日

東京都中央区東日本橋一丁目四番六号

株式会社アドバンス

代表取締役　小平　信夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当（第十二期第3四半期配当）の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告します。

平成三十年三月十五日

東京都港区芝五丁目三四番六号

ＭＭＣダイヤモンドファイナンス株式会社

代表取締役　山本　嘉明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百三十三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十五日

東京都千代田区内神田三丁目一六番九号

松浦興産株式会社

代表取締役　松浦　由治

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月十五日

三重県度会郡南伊勢町東宮二六四七番地七七

有限会社丸久水産

代表取締役　山本　祐司

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十五日

埼玉県越谷市流通団地一丁目一番九号

ホダカ株式会社

代表取締役　堀田　宗男

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十五日

千葉県成田市吉岡一二一三番地一

ピーアンドダブリュー・アフターマーケット・ジャパン株式会社

代表取締役　タッド・ジョンソン

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十五日

静岡県御前崎市御前崎七九番地の二二

御前崎プラスチック株式会社

代表取締役　増田慎一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月十五日

和歌山市美園町五丁目一番地の一

和歌山県農協不動産株式会社

代表取締役　中家　徹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である白東必が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十五日

東京都千代田区霞が関三―二―五霞が関ビルディング五階ＫＯＴＲＡ、Ｓ―06号室

オニコム株式会社

日本における代表者　白　東必

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるニコラス・ケンダル・ウェイドが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年三月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山ＪＴトラストタワー

Northfield Information Services Asia Limited

日本における代表者

ニコラス・ケンダル・ウェイド

限定承認公告

本籍静岡県富士市大淵七一〇〇番地、最後の住所静岡県富士市大淵七四四〇番地の二

被相続人　亡　石川　勝正

右被相続人は平成二十九年八月八日死亡し、その相続人は平成三十年二月二十日静岡家庭裁判所富士支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

静岡県富士市大淵七一〇〇番地

限定承認者　石川　有里

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東淀川区豊里六丁目三番、最後の住所大阪市東淀川区北江口二丁目三番八―五〇一号

被相続人　亡　黒瀬ちえみ

右被相続人は平成二十九年八月十六日頃死亡し、その相続人は平成三十年三月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館五階　明日風法律事務所

限定承認者岩井あゆみ

右代理人弁護士　江口　文子

限定承認公告

本籍福岡県福津市花見が浜一丁目二〇番、最後の住所東京都渋谷区恵比寿三丁目九番三一―四〇一号グランドコンシェルジュ恵比寿

被相続人　亡　西山　敏郎

右被相続人は平成二十九年五月二十一日死亡し、その相続人は平成三十年三月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

福岡県大牟田市青葉町一の七

限定承認者　西山　茂敏

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十一年七月十六日法務省告示第二百八十二号（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件）（原稿誤り）				
三二		一六	千九百六十	千九百六十三
平成三十年二月十九日（号外第三十三号）海上保安庁告示第二十号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
一九		終りから一	二月十九日	三月一日
平成三十年二月二十三日（号外第三十七号）海上保安庁告示第二十二号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
六		終りから一	二月二十七日	三月五日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十五日付第五三号九六ページ●同日付政府調達第四九号四〇ページ●二十九年十二月十九日付（第一九五回）参会追録四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）